

障害福祉関係ニュース

(障害福祉制度・施策関連情報)

2025(令和7)年度

11号(通算436号)

2026(令和8)年2月25日発行

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・全救協・厚生協・障連協の協議員・役員・構成団体、と都道府県・指定都市社協に電子メールでお送りします。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル内
TEL 03-3581-6502 FAX 03-3581-2428
(E-mail) z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆…今号の掲載内容……この目次は本文にジャンプします…◆◆◆

I. 関連情報……………1

1. 【障害福祉制度・施策関連情報】 1

- (1) 【厚労省】令和8年度期中報酬改定の概要が示される 1
 - (2) 【厚労省】その他、パブリック・コメントの実施について 3
 - (3) 【厚労省】「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会 報告書」が公表される 4
- ### 2. 【関係団体からのお知らせ】 4
- (1) 【全社協・中央福祉学院】「福祉施設長専門講座」「ふくし未来塾」のご案内 4

I. 関連情報

1. 【障害福祉制度・施策関連情報】

(1) 【厚労省】令和8年度期中報酬改定の概要が示される

厚生労働省は2月18日(水)、「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」(第53回)を持ち回り開催し、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定の概要を取りまとめました。

期中改定となる令和8年度の改定事項は大きく「処遇改善加算の拡充等」と「臨時応急的な見直し」の2点となります。

○処遇改善加算の拡充等

福祉・介護職員のみならず障害福祉従事者を対象に幅広く月1万円相当の賃上げを行い、生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に月0.3万円の上乗せ措置を実施するものです。

具体的には、以下の措置を講じる(令和8年6月施行)とされています。

- ① 今回から、処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから障害福祉従事者に拡大する(加算率の引上げ)
- ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける(加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ)
- ③ 処遇改善加算の対象外だった計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援に処遇改善加算を新設する
- ④ ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置を講ずる

上記④については、上位の加算区分の取得に向けた令和8年度特例要件が示されました。

(厚労省資料より図を抜粋/現行の加算対象サービスにおける拡充イメージ)



注) 令和8年度特例要件: ア・イのいずれか及びウを満すこと
 ア) 職場環境等要件の生産性向上に関する取組を5以上(⑱⑳必須)
 イ) 社会福祉連携推進法人に所属していること
 ウ) 加算Ⅱロ相当の加算額の1/2以上を月給賃金で配分

(※) ア・ウの要件は令和8年度中の対応の誓約で可。実績報告書において対応の実施を確認。

○臨時応急的な見直し

改定内容は、以下の3点となります。

令和8年度期中報酬改定における臨時応急的な見直し
 (概要を、厚労省資料をもとに全社協 高年・障害福祉部にて整理)

1. 就労移行支援体制加算の見直し

→ 同一の利用者についてA型事業所と一般企業の間で複数回離転職を繰り返し、その都度加算を取得する事業者の報道を踏まえ、本来の制度趣旨に沿った運用が行われるよう、一事業所で算定可能となる年間の就職者数に上限(定員数まで)を設定するなど、適正化を行う。【令和8年4月施行】

2. 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

→ 平均工賃月額の見直しにより、平均工賃月額が約6千円上昇し、想定以上に高い報酬区分の事業所の割合が増加したことに対応し、基本報酬区分の基準の見直しを行う。【令和8年6月施行】

→ 基本報酬区分の基準額をそれぞれ3千円引き上げる。併せて、下記の配慮措置を講じる。

- ・ 令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外とする。
- ・ 今回の見直しにより区分が下がる事業所について、基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう、中間的な区分を新設する。
- ・ 令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準については引き上げず、据え置く。

3. 応急的な報酬単価の特例

→ 収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、令和9年度報酬改定までの間、応急的な報酬単価(一定程度引き下げた基本報酬)を適用する。【令和8年6月施行】

→ 対象サービス

就労継続支援B型、共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)、児童発達

支援、放課後等デイサービス

- 対象は、令和8年6月1日以降に新規指定された事業所
- 受入れニーズが特に高い重度障害児者やサービスが不足している地域については、一定の配慮を行うため、従前の報酬単価を適用する。

○パブリック・コメントの実施(締切:3月19日(木)11時)

以上の令和8年度期中報酬改定にともなう関係告示改正について、2月18日よりパブリック・コメントが実施されています。意見の受付締切日時は、3月19日(木)11時です。意見は、法人や個人で提出できますので、ご意見のある方はそれぞれにご対応いただきますようお願いいたします。

[厚生労働省]詳細は、以下をご確認ください。

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai_446935_00001.html

> 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_70634.html

> 第53回「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム(持ち回り)」資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_70620.html

[e-Gov パブリック・コメント]令和8年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う関係告示の一部改正に関する御意見の募集について

<https://public-comment.e->

[gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495250444&Mode=0](https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495250444&Mode=0)

(2)【厚労省】その他、パブリック・コメントの実施について

厚生労働省は、社会保障審議会・障害者部会での検討に基づき、下記2件についてもパブリック・コメントを実施しています。意見は、法人や個人で提出できますので、ご意見のある方はそれぞれにご対応をお願いします。

① 第8期障害福祉計画の基本指針(締切:3月1日(日))

[e-Gov パブリック・コメント]

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件(案)に関する御意見の募集について

<https://public-comment.e->

[gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495250384&Mode=0](https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495250384&Mode=0)

② 総合支援法施行規則の改正により、令和9年度からグループホームを総量規制の対象に追加することについて(締切:3月7日(土))

[e-Gov パブリック・コメント]

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令案に関する御意見の募集について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495250419&Mode=0>

(3)【厚労省】「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会 報告書」が公表される

厚生労働省 職業安定局 障害者雇用対策課において、令和6年12月から開催された「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会」が令和8年1月30日(金)の会合をもって終了しました。

令和8年2月6日(金)、本研究会の成果物として、「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会 報告書」が公表されました。本報告書では、テーマごとに「経緯」「現状」を踏まえた「制度的対応(論点)」、論点に対する研究会での「意見」が示されています。

本報告書では、障害者雇用の「質」と、障害者雇用率制度等の在り方が大きな論点となりました。

障害者雇用の「質」については、①能力発揮の十分な促進、②能力発揮の成果の事業活動への十分な活用、③適正な雇用管理、④発揮した能力に対する正当な評価とその反映、⑤雇用の安定、が中心的な要素として整理され、法令における明示の必要性が提言されました。また、障害者雇用ビジネスに係る対応については、利用企業が行政庁に対し各種報告を行うことで必要な指導監督が行い得るようにする仕組みや、課題の是正に向けたガイドラインの策定などが求められました。

障害者雇用率制度等の在り方については、手帳を所持していない難病患者の位置付けや、就労継続支援A型事業所やその利用者の位置づけ(雇用率制度や納付金制度の対象とすべきか)、また障害者雇用納付金の納付義務の適用範囲を常用労働者数が100人以下の事業主へ拡大すべきかなどが検討されましたが、さまざまな意見がまとめられ、引き続きの議論の方向性が示されました。

本報告書で示された検討の方向性を土台としつつ、議論の中で示された意見や懸念等に留意して、今後、労働政策審議会・障害者雇用分科会において、制度設計の具体化に向けた議論が進められる予定です。

[厚生労働省]詳細は、以下をご確認ください。

「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会の報告書」資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_70028.html

2.【関係団体からのお知らせ】

(1)【全社協・中央福祉学院】「福祉施設長専門講座」「ふくし未来塾」のご案内

全社協・中央福祉学院では、下記講座のお申込みを募集しています。全国からさまざまな分野の福祉関係者が集まり、ともに学ぶ環境が整っています。申し込み締め切りが迫っておりますので、ぜひお申込みをご検討ください。

【福祉施設長専門講座】

福祉施設長専門講座
令和の時代に必要とされる施設となるために

- 中長期の経営ビジョンを描く力**
◇自施設の環境特性の分析、中期事業計画の策定
- サービスの質の向上に取組む力**
◇自施設のサービスを分析し、改善する仕組み、具体的な課題解決能力を身につける
- 地域で自施設が役割を発揮する力**
◇地域資源の分析、地域における公益的取組みを実践する力の向上

第50回記念企画として、特別講師による講義があります

対象:施設長、または施設長相当業務を行っている方

お申込み:<https://forms.gle/R45D6TciWQKrAju9>

【ふくし未来塾】

ふくし未来塾 次世代の社会福祉法人の経営人財を育成する

第6期生 募集中

定員 30人
募集要項 入塾資格 社会福祉法人の役職員で法人からの推薦があること
学費 119,900円(税込) 申込期間 3月27日まで
開校期間 2026年4月1日～2027年3月31日

主要プログラム

- オリエンテーション(オンライン)
 - 4月下旬開催予定
- 集合研修(3日×2回の計6日/会場:ロフォス湘南)
 - 6月5日(金)～7日(日) 開講式・キックオフミーティング
 - 8月9日(日)～11日(火) ふくし未来実習1
- 研修支援
 - オンラインでの講義動画視聴による自学自習
 - 修了論文の作成(8月～2027年1月)
 - 修了テーマについてのディスカッション(オンラインゼミ)

アドミッションポリシー(本塾が求める人材)

- 社会福祉法人の次世代の経営・管理を志す社会人
- 社会福祉法人組織で新たな事業経営と福祉実践の創造を通じてキャリアアップを志す社会人
- リーダーシップを備え、社会福祉の総合性と専門性の学びを追求し、福祉の価値(人間の尊厳)を体現する態度を醸成する社会人

応募・詳細はこちら <https://www.gakuin.gr.jp/training/miraijuku/>

主催: 全国社会福祉協議会 中央福祉学院 (ロフォス湘南) TEL 046(856)1355 E-mail mem-miraijuku@shakyo.or.jp

目的:今後の施設を担うリーダーの育成

対象:2040 年に向けて、施設力の強化を考えておられる法人役員の皆さま、自己啓発として全国の仲間と学びを深めたいと思われる職員の皆さま等

お申込み:<https://forms.gle/Y94aAvgiMPdMo39NA>

※募集期間を延長する可能性がありますので、中央福祉学院ホームページをご確認ください。

[全社協・中央福祉学院]

<https://www.gakuin.gr.jp/>